



平成 27 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社島精機製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 島 正博
(コード番号 6222 東証 1 部)
問 合 せ 先 取締役経理財務部長 南 木 隆
(TEL 073-471-0511)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社および当社の連結子会社である島精機（香港）有限公司が保有する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該子会社の概要

- (1) 商 号：島精機（香港）有限公司
- (2) 所 在 地：1901, 19/F Lu Plaza, No.2 Wing Yip Street, Kwun Tong, Kowloon, HONG KONG
- (3) 代 表 者：梅田 郁人

2. 取引先の概要

- (1) 商 号：PT. JABA GARMINDO
- (2) 所 在 地：JALAN SAWAH LIO RAYA II NO.12, JEMBATAN LIMA, JAKARTA 11250, INDONESIA（インドネシア）
- (3) 代 表 者：DJONI GUNAWAN
- (4) 事業内容：ニット製品製造業
- (5) 資 本 金：Rp 85,397,765,000

3. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯の概要

当該取引先は、平成 27 年 1 月 28 日にジャカルタ中央地方裁判所商事法廷からインドネシア倒産法に定める支払猶予手続（PKPU手続）に基づき暫定的支払猶予決定を受けております。（平成 27 年 2 月 2 日に公告）

これにより、当社および島精機（香港）有限公司は当該取引先に対する債権を届出し、平成 27 年 2 月 25 日に同手続による債権照合会議が開催されております。

4. 取引先に対する債権の種類及び金額

| | 当社 | 島精機（香港）有限公司 | 合 計 | 連結純資産 に対する割合 |
|-----------------------------|------------|---------------|---------------|-----------------|
| | 千 USD（百万円） | 千 USD（百万円） | 千 USD（百万円） | |
| 売上債権 | 1,105（131） | 20,618（2,448） | 21,723（2,580） | |
| 債権売却に伴う 金融機関に対す る保証債務 | 176（20） | 1,037（123） | 1,213（144） | |
| 合 計 | 1,281（152） | 21,655（2,572） | 22,937（2,724） | 2.9% |

※当該債権は所有権留保付契約となっておりますが、所有権留保物件の価値・評価について現在精査中であります。

※円換算額は平成 27 年 2 月 25 日の為替レートを使用しております。

※連結純資産は平成 26 年 3 月期末実績に基づき算定しております。

5. 今後の見通し

平成 27 年 3 月期業績予想に与える影響については、現在精査中であり、判明次第すみやかに開示する予定です。

以 上